

北海道警察旭川方面本部告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年2月5日

北海道警察旭川方面本部長 和 島 正

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 数量

調達台数及び調達予定数量 10台及び1月当たり114,500枚

(2) 契約の目的の仕様等 別紙1「仕様書」のとおり

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 別紙2「デジタル複写機納入場所一覧」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道内に事業所を有すること。

(5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品を供給することが可能であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年2月5日から同月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6  
北海道警察旭川方面本部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道警察旭川方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市1条通25丁目487番地の6 北海道警察旭川方面本部2階小会議室（送付による場合は、3の(1)のウへ送付のこと。）

- (2) 入札日時 令和8年3月3日 午前10時（送付による場合は、同月2日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 郵送等による入札の可否

認める。

#### 9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総価額（1月当たりの単価と1枚当たりの単価に1月当たりの調達予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

なお、1枚当たりの単価に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

- (2) 再度の入札に付し、落札者がいないときは、次の方法により随意契約を行う。

ア 全ての入札金額が最低である入札がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

イ 全ての入札金額が最低である入札者がいない場合

入札参加者のうち、入札総価額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする（入札総価額1位の者が2者以上の場合は1位の者のみを、入札総価額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを参加させる。）。

この場合、すべての見積金額（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）が財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である見積（有効な見積に限る。）をした者のうち、見積書記載の見積総価額（1月当たりの単価と1枚当たりの単価に1月当たりの調達予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を契約の相手方とする。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

#### 11 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

## 12 その他

### (1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

### (3) 最低制限価格

設定していない。

### (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満にの端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

### (5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察旭川方面本部会計課

イ 所在地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6

ウ 電話番号 0166-35-0110 内線 2232

### (6) 前金払

前金払はしない。

### (7) 概算払

概算払はしない。

### (8) 部分払

部分払はしない。

### (9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

### (10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

### (11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

### (13) その他

ア 入札書には、10台分の複写機一式の1月当たりの単価（基本料金）及び1枚当たりの単価（複写料金）を記載することとし、入札総価額は、10台分の複写機一式の1月当たりの単価（基本料金）と1月当たりの調達予定数量（114,500枚）に1枚当たりの単価（複写料金）を乗じて得た額の合計金額を記載するものとする。

イ この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。